

☆ 令和元年度 乙訓地区 特定健診 各種検診のご案内 ☆

今年も乙訓地区の特定健康診査（特定健診）、がん検診等が始まります！

7・8月は比較的待ち時間が少なく、スムーズに受診できオススメです。

受診期間が限られますので、お早めにご来院ください。

□ 乙訓健診期間

令和元年 7月1日（月）～10月31日（木）

※第2・4・5土曜、日曜、祝日を除く（土曜日は第1・3のみ健診を実施）

※例年9月～10月は混雑し待ち時間が長くなります。早目の受診をお勧めします。

□ 健診時間

AM9:00より検査開始

※受付終了11:30



特定健診 カレンダー

7月	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31

×印の日は受けていただけません。

□ 新河端病院では下記の健診が受診できます。
（※印は二市一町発行の受診券が必要です）

- ・特定健康診査（特定健診）※
- ・大腸がん検診
- ・前立腺がん検診
- ・胃がんリスク検診 ※
- ・肝炎ウィルス検診 ※
- ・もの忘れ検診 ※

※各健診の受診対象者へは、6月末～7月初旬に二市一町から受診券と案内が送付されます。

（年齢やお住まいの地域により受診できる種類が異なります）

□ 受診時に必要なもの

- ・受診券・受診票（二市一町から送られてくるもの）
- ・保険証
- ・診察券（お持ちの方のみ）
- ・自己負担金（免除の方は不要、免除カード等をお持ちの方は必ずご持参ください）

※上記いずれかをお忘れの際は受診できませんのでご注意ください。

ご不明な点は「健診センター」までお問合せください。

TEL075-954-3136（代）

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

- ・患者様に感動をしていただける医療を実践します
- ・患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・医療を受ける権利
- ・知る権利
- ・自分で決定する権利
- ・プライバシーを守られる権利

医療法人 医修会 新河端病院